

## ○医療費が高額になった場合について

### 【高額療養費制度】

高額な医療費を支払ったときは、高額療養費で払い戻しが受けられます。

高額療養費とは、同一月（1日から月末まで）にかかった医療費の自己負担額が、一定の金額（自己負担限度額）を超えた場合、あとで払い戻される制度です。

ただし、限度額適用認定証、マイナ保険証をお持ちの方は、高額療養費の手続きが不要となる場合があります。

なお、加入医療保険における所得区分によって、自己負担限度額が異なります。

(イメージ図)

